

市川みどり会では、千葉県森林組合に

森林の経営を委託する取り組みを進めています。



【森林経営計画制度とは】

森林経営計画制度は、森林所有者または森林の経営の委託を受けた者が、面的なまとまりを持つ森林を対象に、森林の施業や路網整備、森林の保護等に関する5年間の計画を作成し、市町村長等の認定を受ける制度です。

【委託するメリットは？】

森林経営計画を作成すると、支援措置を受けることができます。
市川みどり会としては、下記の効果が大きいと考えています。

★相続時の立木及び林地評価額が低くなります。

市川市が作成した市川市森林整備計画において定められている公益的機能別施業森林においては、課税時期（相続発生時）に森林経営計画に認定されている場合、立木及び林地評価額の20%の控除が受けられます。
なお、相続発生後も継続して森林経営計画に入っている（森林組合に森林の経営を委託する）必要があります。

※ 対象地の山林が評価額控除の対象か否かの判断は税務署が行います。

裸地化など現況によっては評価額控除の対象とならない場合があります。

市川みどり会会員でも森林を委託している人がおります。

詳細が知りたい方は、市川みどり会事務局 fukurou@midori-kai.net までお問い合わせください。

(参考資料)

http://www.maff.go.jp/j/aid/zeisei/rin/pdf/2-4_sanrin_sozoku_270401.pdf

農林水産省 HP「山林の相続に係る特例等〈相続税〉」より